

広域災害対策マニュアル
(第4版)

東京税理士会

広域災害対策マニュアル（第4版）

目 次

第1章 広域災害対策の基本的な考え方	1
第2章 税理士業務及び税理士事務所の特殊性	1
第3章 平常時の広域災害対策	1
第4章 災害発生時の対策	3
【資料編】	
資料1 防災訓練要領	5
資料2 災害対策のために必要とする道具と防災用品（一例）	6
資料3 防災点検表	7
資料4 地震の心得10カ条	8

第1章 広域災害対策の基本的な考え方

令和6年に発生した能登半島地震をはじめ、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震がいつ発生してもおかしくない昨今、会員一人ひとりにおいても、改めて防災意識を高め常日頃から備えておく必要がある。

本マニュアルは、以下の基本的な考え方にに基づき、策定したものである。

- ① 会員(税理士法人会員を含む)及び会員事務所(事務所職員)を対象とする。
- ② 大地震による災害を想定する。
- ③ 税理士の特殊性を念頭におく。
- ④ 平常時の事前対策と災害発生時の対策に大別する。

第2章 税理士業務及び税理士事務所の特殊性

税理士は、税務の専門家として、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図ることを使命(税理士法第1条)としている。

税理士業務は、このような社会的、公共的な性格を有するものであり、税理士の独占業務である以上、この社会的使命と業務上の責任を常に念頭におき業務を遂行しなければならない。

これは地震等災害時においても同様で、税理士は、①事務所の維持及び従業員の安全確保、②関与先の被害状況の把握と資料の保全、③業務の早期回復に努め、関与先への職責を果たすと同時に、本会が行う災害税務支援活動に協力するなど、地域社会への税理士業務を通じた貢献をすることが肝要である。

第3章 平常時の広域災害対策

1. 緊急連絡網の把握

(1) 事務所内の緊急連絡網

事務所職員全員の住所、緊急時の連絡先、電話番号(携帯電話、メールアドレスを含む)、FAX番号等の一覧表を作成・保管する。

また、災害時には固定電話や携帯電話が通話規制により繋がりにくくなることから、**災害用伝言ダイヤル(171)**、携帯電話の災害用伝言版やSNS等を活用することも有効である。

(2) 支部との緊急連絡網

支部と会員間で緊急連絡網を設けている支部もあるので、確認しておく。

2. 防災訓練

防災訓練は年2回、最低でも1回は行うことが望ましく、防災の日である9月1日は周辺の自治体などの訓練にも参加して、必ず訓練を積まれたい。本会及び支部で行う防災訓練には、訓練の意義を正しく理解して積極的に参加することとし、訓練の時のみ災害に対する意識を持つのではなく、常日頃から心がけていただきたい。防災訓練の要領は、**資料1**を参照のこと。

また、災害発生時における近隣の広域避難場所（公園、学校等公共施設）や帰宅する際の帰宅支援道路(*)及び災害時帰宅支援ステーション(*)等を予め確認しておくことについても事務所職員に十分周知しておく。

* 帰宅支援道路：東京都では16幹線道路を対象に選定

（第一京浜、第二京浜、中原街道、玉川通り、甲州街道、青梅・新青梅街道、五日市街道、川越街道、中山道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、井之頭通り、環状七号線、環状八号線）

* 災害時帰宅支援ステーション

水道水・トイレ・テレビ及びラジオからの災害情報の提供が行われる。島しょを除く全都立学校及び東京武道館、東京都と協定を締結しているコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、ファミリーレストラン等（ステッカーが目印）



(コンビニエンスストア)



(ガソリンスタンド)

3. 重要書類、データ等の管理

(1) 重要書類の保管

重要書類は、耐火金庫に保管し、併せて原本と同一のものを事務所以外の場所に保管することが望ましい。

その保管手段としては、①専門の保管業者への委託、②銀行等の貸金庫などが挙げられる。

(2) データ等の管理

データ等に関しては、災害時に情報システムが被害に遭った場合でも、その損害を最小限に食い止めるために日々のバックアップが必要である。

重ねて、①クラウドサービスを活用する、②フラッシュメモリーなどの記憶媒体などに格納し、耐火金庫等に保管するなど、普段から対策を講じる。

(3) 非常持出品の選定・管理

災害時に最優先で持ち出さなければならない非常用持出品を予め定めておき、速やかに搬出できるよう特定の場所に整理・保管する。

4. 防災用品の備蓄

事務所にナップザック等に収納した防災用品を備えておく。飲料水、非常食については、人員の3日分程度を確保することが望ましい（定期的に入れ替え、補充を行う）。災害時には公共交通機関が麻痺し、帰宅困難者が出る可能性がある。東京都は「東京都帰宅困難者対策条例」により災害発生時から3日間は一斉帰宅を抑制する方針としていることから、最低限の滞在・宿泊用品を確保しておくことも必要である。

防災用品（例）は**資料2**を参照のこと。

5. 初動体制の整備

災害発生時に、迅速かつ的確な対応をするためには、予め事務所内の初動体制を整備しておき、緊急時には十分に機能するものにしておく必要がある。

事務所における点検整備は、予め事務所職員による役割分担を定めておく。また、災害時の消防活動についても、自衛消防隊の組織に倣って、分担を定めておく。

なお、防災点検表については、**資料3**を参照のこと。

第4章 災害発生時の対策

1. 大地震の警戒宣言発令時

大地震の警戒宣言が発令された時は、情報収集に努め混乱の防止と、火災等による被害を大幅に減少させることを念頭に置き、対策を講じること。

警戒宣言時には業務を中止し、目前に迫った地震に備えて次の応急措置を行う。

- ① 緊急避難場所の確認
- ② 出火防止…火気設備等の使用停止、使用火気及び消火器等の確認
- ③ 建物、設備等の緊急点検…ガムテープ等によるガラス・照明器具等の固定、ブラインド等の閉鎖、事務機器・破損し易い物・重量物等の転倒防止及び床置き
- ④ 非常持出品及び防災用品の確認、搬出の準備

2. 大地震発生時

(1) 人命の保護・救済

大地震発生時に最も重要なことは、いかなる災害が発生しようとも、自分の生命を含む人命の保護・救済を図ることである。**資料4**の「地震の心得10カ条」を参考に沈着冷静に行動されたい。

(2) 事務所職員及びその家族の安否の確認と相互連絡

事務所の責任者は、速やかに職員及び職員の家族の所在と安否を確認し、相互連絡を図る。

(3) 支部及び本会への連絡

会員は、支部及び本会からの連絡に対し、自らの被災状況等を連絡するものとする。

本会は広域災害に対し、大規模災害対策に関する細則に基づき災害対策本部を設置することとしており、災害に伴う業務に関する情報や状況確認等についてはホームページに掲載する予定であるので、必要に応じて確認する。

東京税理士会ホームページ (<https://www.tokyozeirishikai.or.jp/>)



3. 事後対応

地震発生後の対応としては、事務所及び関与先の人的・物的被害の状況を正確に把握し、支部及び本会からの被災状況確認等への対応を行う。

また、復旧計画に基づき速やかに業務を再開し、関与先の救援活動を行う。

さらに、本会が行う災害税務支援活動に協力するなど、地域社会への税理士業務を通じた貢献をすることが肝要である。

防災訓練要領

事務所は地震対策の一環として、毎年2回防災訓練を実施する。防災訓練は「地震発生を想定した訓練」と「警戒宣言発令を想定した訓練」の2種とする。

職員は、この防災訓練の意義を正しく理解し、積極的に参加しなければならない。

(1) 地震発生を想定した訓練

- ① 地震発生
- ② 防護訓練： 地震によるガラス、物品の転倒、落下等から身体を守るための緊急避難を行う。低い姿勢をとってクッションやカバン、上着などで頭を守るとともに、頑丈なテーブルの下や物が落ちてこない空間に身を寄せるなどして様子を見る。
- ③ 出火防止訓練： 電源遮断、ガスの供給停止、ボイラーのコック閉鎖、石油類の漏洩防止措置を行う。
- ④ 消火訓練： 事務所の複数の箇所から出火したことを想定し、消火器の集中使用要領、消火器等の取扱い要領などについて行う。
- ⑤ 救出救護訓練： けが人の救出、応急手当の方法、救護所等への搬送の要領などについて行う。
- ⑥ 避難訓練： 建物内からの避難と、職場を離れて広域避難所までの避難を行う。用意した防災用品を持って避難所まで移動できるか確認する（自力で移動できるか、重すぎないか等）。
- ⑦ 情報収集訓練： 通信網の不通を想定し、事務所内や周辺地域の被害状況について情報収集及び伝達を行う。災害用伝言ダイヤル(171)を使用してみる（※毎月1日及び15日に体験利用が可能）。

(2) 警戒宣言発令を想定した訓練

- ① 警戒宣言発令
- ② 情報伝達訓練： 警戒宣言、地震予知情報等の収集並びに所内及び関与先等への伝達について行う。
- ③ 要員集合訓練： 防災要員の集合と自衛消防組織の編成について行う。時間外を想定して自宅から参集する訓練も行う。
- ④ 防災用施設設備の緊急点検整備： 防災用施設、設備や非常用資機材の点検と整備を行う。自家発電設備等は正常に動くかどうかを確認してみる。
- ⑤ 応急保安措置の実施訓練： 施設、設備の緊急点検、巡視の実施、移送作業等の中止、緊急停止装置等の緊急点検など応急保安措置の実施を想定し、応急対策計画どおり実施してみる。また、転倒、落下防止の措置等について行う。
- ⑥ 帰宅避難訓練： 交通機関の運行状況に関する情報を収集し、職員へ伝達する。保安要員を残しその他の職員を帰宅させる。その際、自家用車による帰宅は禁止し、自転車の使用は認める。同方向への帰宅者を2～3人のグループにまとめ、時間を判断して退所させる。

災害対策のために必要とする道具と防災用品（一例）

《食料等》

- 飲料水（1人1日3ℓで3日分）
- 食料（3日分×職員等数）
（カンパン、缶詰、レトルト食品等）
- 簡易食料
（飴、キャラメル、チョコ等）
- 無洗米
- 缶切り、缶開け器
- カセットコンロ、ボンベ、携帯燃料
- ライター、マッチ
- コップ（紙、プラスチック）
- 割りばし、フォーク、スプーン
- 水筒、ポリタンク

《脱出・救出用資財および医療品》

- 救急箱
（ハサミ、ガーゼ、ばんそうこう、
綿棒、体温計、常備薬など）
- マスク
- 消火器
- 懐中電灯、電池
- ろうそく
- マスターキー
- ハンマー、バール
- ヘルメット、安全帽、革手袋、軍手
- 防災ずきん
- 縄ばしご
- 消防用と吸上げ用ポンプ
- サバイバルナイフ
- ジャッキ
- ガムテープ（布製）
- ロープ（ナイロン製）、紐
- ドライバー、シャベル、のこぎり
- ワイヤー、ワイヤーカッター
- 笛
- レンチ、バール
- 担架
- 自転車
- 電気工具セット

《情報伝達》

- 緊急連絡網、事務所職員一覧、地図
- ラジオ、携帯テレビ
- 携帯電話
- ノート・タブレット型パソコン
- 携帯情報端末機
- メガホン、ハンドマイク
- 紙、筆記用具、クリップボード

《滞在・宿泊》

- 毛布
- ビニールシート、防水シート
- トイレットペーパー
- ウェットティッシュ
- ごみ袋
- 簡易トイレ

《その他》

- 非常用電源、モバイルバッテリー等
- 常備品備蓄用物置
- 屋外テント
- 帰宅用運動靴
- 季節に応じた冷暖準備
（タオル、カイロ等）

防 災 点 検 表

区分	点 検 項 目
建築施設物関係	<input type="checkbox"/> 土台は老朽化していないか <input type="checkbox"/> 外壁や壁などは亀裂による落下のおそれはないか <input type="checkbox"/> キャビネット・ロッカー・書庫などの上、また廊下・階段（特に非常階段）・出入口などに物を置いていないか （転倒・落下のおそれはないか、出入口を塞がない配置となっているか） <input type="checkbox"/> 落下転倒防止用グラステープがキャビネットやロッカー・書庫等に適切に貼られているか <input type="checkbox"/> 非常灯などの取付状況はどうか <input type="checkbox"/> 荷物などが震動で倒壊や荷崩れを起こさないか
火気使用設備関係	<input type="checkbox"/> 火気使用設備器具などが転倒落下しないか <input type="checkbox"/> プロパンガスボンベなどの燃料容器の転倒防止等がなされているか <input type="checkbox"/> 火気使用器具の台座が安全に設置されているか <input type="checkbox"/> 周囲から転倒・落下するものはないか <input type="checkbox"/> 火気使用設備器具の周囲に燃えやすいものを置いていないか <input type="checkbox"/> 周囲が不燃材で区画された場所に設置されているか <input type="checkbox"/> ガスの元栓が毎日退社時に必ず閉められているか
消防用設備等関係	<input type="checkbox"/> 適応消火器が指定された場所に設置されてあるか <input type="checkbox"/> 指定された場所が震動で落下し損傷を受けることはないか <input type="checkbox"/> 避難器具・避難通路などが物品の転倒・落下などで使用できなくなる ならないか <input type="checkbox"/> 消防用設備の耐震的な補強がなされているか <input type="checkbox"/> 水バケツの変形・破損などがないか
情報システム関係	<input type="checkbox"/> I C T機器及びその設置場所の分散化を図っているか <input type="checkbox"/> データやプログラムをバックアップしているか <input type="checkbox"/> データ保管業者やクラウドサービス業者を利用しているか <input type="checkbox"/> 防水及び防塵対策が図られているか <input type="checkbox"/> 無停電電源装置（U P S）等の安全対策を導入しているか

地震の心得 10 カ条

- 1 身の安全を守る
地震が発生したら、低い姿勢をとってクッション等で頭を守るとともに、頑丈なテーブルの下や物が落ちてこない空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。
- 2 すばやく火の始末
地震を感じたら落ち着いて、冷静に、すばやく火の始末。
ただし、揺れが大きいときは熱湯や油を浴びて火傷をしないよう、揺れがおさまってから火の始末を行う。
万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声を掛け合い協力して初期消火に努める。
- 3 慌てて外に飛び出すな
屋外は屋根かわら、ブロック塀、ガラスの飛散など危険がいっぱい。揺れがおさまったら外の様子を見て、落ち着いて行動する。
- 4 避難路の確保
ドアを開けて出口を確保する。
コンクリート建てのマンションなどは、地震がくるとドアがゆがみ部屋に閉じ込められてしまう可能性がある。
逆に火災の時はドアを閉め、煙の進入を防ぐ。
- 5 危険な場所には近寄るな
狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など、危険な場所にいるときは急いで離れる。
- 6 人の集まる場所では冷静な行動を
慌てて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。
- 7 自動車は左に寄せて停車
カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。また、走行できない場合は、左に寄せて停車し、車を離れるときにはキーは置いたままで、ドアロックはしない。貴重品を忘れず持ち出して徒歩で避難する。
- 8 がけ崩れ、津波などに注意
がけ崩れ、津波など危険区域では、すばやく安全な場所に避難する。
- 9 避難は徒歩で、持ち物は最小限に
避難する際はガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切って火災を予防する。
避難は自動車・自転車は使わずに徒歩で。また、身軽に行動できるよう荷物は必要最小限度にとどめ、背負うなどして両手をあける。
- 10 正しい情報で行動
テレビやラジオ、携帯電話・インターネット等に配信される緊急地震速報、防災機関からの情報で行動し、誤った情報に惑わされないように注意する。
災害情報や防災マップ機能のある「東京都防災アプリ」の利用も便利である。

広域災害対策マニュアル（第4版）

初 版 平成8年11月

第2版 平成24年2月

第3版 平成29年2月

第4版 令和7年1月

発 行

東 京 税 理 士 会

〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館
03 (3356) 4461